

令和2年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第21報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。
 ・令和3年7月8日 保医発0708第1号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
444	右	上から22行目	<p>D008 内分泌学的検査</p> <p>(1)～(27) (略)</p> <p>(28) 全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法又はCLIA法により血清又は血漿中のインターロイキン-6(IL-6)を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載する。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>(29) (略)</p>	<p>D008 内分泌学的検査</p> <p>(1)～(27) (略)</p> <p>(28) 全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法により血清又は血漿中のインターロイキン-6(IL-6)を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載する。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>(29) (略)</p>	字句挿入